

○信濃町公害防止条例  
昭和49年7月1日信濃町条例第19号  
信濃町公害防止条例

目次

第1章	総則（第1条—第7条）
第2章	規制
第1節	通則（第8条・第9条）
第2節	特定施設に関する規制（第10条—第20条）
第3節	大気汚染に関する規制
第1款	ばい煙に関する規制（第21条—第27条）
第2款	粉じんに関する規制（第28条—第33条）
第4節	指定工場等に関する規制
第1款	騒音発生施設に関する規制（第34条—第40条）
第2款	指定建設作業に関する規制（第41条—第43条）
第5節	悪臭発生施設に関する規制（第44条—第48条）
第3章	特定行為等に関する要請及び措置（第49条—第51条）
第4章	削除
第5章	雑則（第59条—第64条）
第6章	罰則（第65条・第66条）
附則	

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、事業者、町及び町民の公害防止に関する責務を明らかにするとともに、公害防止について必要な事項を定めることにより、公害対策の総合的な推進を図り、もって町民の健康で文化的な生活を確保するとともに、良好な生活環境を保全することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）公害 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

（2）汚水等 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる汚水、廃液、ばい煙、粉じん、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭をいう。

（3）ばい煙 次に掲げる物質をいう。

ア 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物

イ 燃料その他の物の燃焼又は熱源として電気の使用に伴い発生するばいじん

ウ 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（アに掲げるものを除く。）で規則で定めるもの

（4）粉じん 物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。

（5）特定施設 次に掲げるいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で規則で定めるものをいう。

ア カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定めるものをいう。

イ 水素イオン濃度その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、アに規定する物質によるものを除く。）を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

（6）ばい煙発生施設 工場又は事業場（鉱山保安法（昭和24年法律第70号）第2条第2項本文に規定する鉱山を除く。次号、同条第8号及び第2章第3節並びに第2章第4節第1款において同じ。）に設置される施設で、ばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。

（7）粉じん発生施設 工場又は事業場に設置される施設で、粉じんを発生し及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する粉じんが大気汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。

（8）騒音発生施設 工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設で規則で定めるものをいう。

（9）悪臭発生施設 工場又は事業場に設置される施設のうち、不快なにおいを発生し、及び排出する施設で規則で定めるものをいう。

（10）指定建設作業 建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音を発生する作業であって規則で定めるものをいう。

（11）特定行為 拡声機等を使用して行われる行為のうち、著しい騒音を発生する行為その他生活環境に係る被

害を生ずるおそれがあると認める行為で規則で定めるものをいう。

(12) 指定工場 騒音発生施設を設置する工場又は事業場をいう。

(13) 指定地域 住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域その他規則で指定した地域をいう。

(14) 公共用水域 河川、湖沼その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号及び第4号に規定する公共下水道及び流域下水道であって、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。

(15) 排出水 特定施設を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から公共用水域に排出される水をいう。

(16) 生活排水 前号に規定する以外の汚水又は廃液で、公共用水域に排出される水をいう。

(17) 規制基準 特定施設、特定事業場、ばい煙発生施設、騒音発生施設、指定工場、指定建設作業又は特定行為から排出し、発生させ、若しくは飛散する汚水等の濃度又は量の許容限度その他特定行為に対する制限等の基準をいう。

(18) 管理基準 粉じん発生施設、悪臭発生施設、特定行為又は生活排水を排出する施設（以下「生活水排出施設」という。）の構造並びに使用及び管理に関する基準をいう。

2 この条例にいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。

（事業者の責務）

第3条 事業者は、公害を防止し、良好な生活環境を保全するため、次の各号に掲げる責務を有する。

(1) その事業活動に伴って生ずる汚水等の処理等、公害を防止するために必要な措置を講ずること。

(2) 物の製造、加工等に際して、その製造、加工等に係る製品が使用されることによる公害の発生の防止に資すること。

(3) 町が実施する公害の防止に関する施策に協力すること。

(4) 法令の規定に違反しないことを理由として公害の防止のための措置を怠らないこと。

(5) 工場又は事業場を当該地域社会の生活環境に調和させるように努めること。

（町の責務）

第4条 町は、町民の健康を保護し、良好な生活環境を保全するため当該地域の自然的、社会的条件に応じた公害の防止に関する施策を策定し、これを実施するものとする。

（町長の施策）

第5条 町長は、公害対策の総合的な推進を図るため、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(1) 水質の汚濁、大気汚染、騒音等に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、良好な生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準を定め、これを確保すること。

(2) 公害が現に著しく、又は著しくなるおそれがある地域について、当該地域に係る公害の防止に関する計画を策定すること。

(3) 土地又は水の利用、都市の開発、企業の誘導等地域の開発及び整備に関する施策の策定並びに実施に当たって公害の発生を防止する対策を講ずること。

(4) 公害の防止に関する施設並びに公害の監視、測定、試験及び検査の体制を整備すること。

(5) 公害に関する調査及び研究並びに知識の普及を図るとともに公害の防止の思想を高めること。

(6) 公害の防止に関する技術的な助言及び指導並びに金融上の措置等を事業者に対して行うこと。

(7) 公害に関する苦情等の処理をすること。

（町民の責務）

第6条 町民（滞在者及び旅行者を含む。）は、良好な生活環境を保全するため、次の各号に掲げる責務を有する。

(1) 町が行う公害の防止に関する施策に協力すること。

(2) 汚水又は廃液を公共用水域に排出するときは、水質の汚濁を防止するように努めること。

(3) 屋外における物質の燃焼による多量のばい煙若しくは悪臭の発生又は深夜等における騒音の発生を防止するように努めること。

（公害状況等の公表）

第7条 町長は、必要に応じて公害の状況及び公害の防止に関して講じた施策を公表しなければならない。

## 第2章 規制

### 第1節 通則

（規制基準等の設定）

第8条 規制基準又は管理基準は、規則で定める。

2 町長は、規制基準又は管理基準を定め、変更し、又は廃止しようとするときは、信濃町環境審議会（以下「審議会」という。）の意見をきかなければならない。

（規制基準等の遵守義務）

第9条 汚水等を排出し、発生させ、若しくは飛散させる者は、規制基準又は管理基準を遵守しなければならない。

2 町長は、規制基準を遵守させるため、汚水等を排出し、発生させる者に対し、汚水等の濃度又は程度を測定させ、その結果を記録することを指示することができる。

## 第2節 特定施設に関する規制

(特定施設の設置の届出)

第10条 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を町長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類
- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の使用の方法
- (6) 特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法
- (7) 排出水の汚染状態及び量その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、特定事業場の附近の見取図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第11条 一の施設が特定施設となった際、現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)で排出水を排出するものは、当該施設が特定施設となった日から60日以内に、規則で定めるところにより、前条第1項各号に掲げる事項を町長に届け出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(特定施設の構造等の変更の届出)

第12条 第10条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第10条第1項第4号から第7号までに掲げる事項(第10条第1項第7号に掲げるものについては、排出水の汚染状態及び量に限る。)を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

(計画変更命令等)

第13条 町長は、第10条第1項又は前条の規定による届け出があった場合において、排出水の汚染状態が当該特定事業場の排水口(排出する場所をいう。以下この節において同じ。)においてその排出水に係る規制基準に適合しないと認めるときは、その届け出を受理した日から60日以内に限り、その届け出をした者に対し、その届け出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水若しくは廃液の処理の方法に関する計画の変更(前条の規定による届け出に係る計画の廃止を含む。)又は第10条第1項の規定による届け出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第14条 第10条第1項又は第12条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水若しくは廃液の処理の方法を変更してはならない。

2 町長は、第10条第1項又は第12条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第15条 第10条第1項又は第11条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第10条第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。

(承継)

第16条 第10条第1項又は第11条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第10条第1項又は第11条第1項の規定による届出をした者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第10条第1項又は第11条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第17条 町長は、排出水を排出する者が、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において規制基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水若しくは廃液の処理の方法の改善を勧告することができる。

2 町長は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、その者に対し、特定施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命じ、又は期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水若しくは廃液の処理の方法の改善を命ずることができる。

3 町長は、第13条又は前項の規定による命令をしようとするときは、審議会の意見をきかなければならない。

(措置の届出)

第18条 前条第1項の規定による勧告を受けた者は、その勧告に係る措置を完了したときは、完了した日から14日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

(緊急時の措置)

第19条 町長は、公共用水域の一部の区域について、異常な濁水その他これに準ずる理由により公共用水域の水質の汚濁が著しくなると認めるときはその事態が発生した当該一部の区域に排水水及び生活排水を排出する者

に対し、期限を定めて、排水水及び生活排水水の量の減少その他必要な措置をとるべきことを要請することができる。

2 町長は、前項の規定による要請をしようとする場合は、その公共用水域を管理する者等に意見の開陳その他の協力等を求めることができる。

(排水水及び生活排水水の排出の方法の適正化)

第20条 排水水及び生活排水水を排出する者は、当該公共用水域の水質の汚濁を考慮して、当該特定事業場及び当該生活水排出施設を、設置する工場又は事業場等の排水口の位置その他の排水水及び生活排水水の排出の方法を適切にしなければならない。

2 排水水を排出する者は、有害物質を含む汚水等（これを処理したものを含む。）が地下にしみ込むこととならないよう適切な措置をしなければならない。

第3節 大気汚染に関する規制

第1款 ばい煙に関する規制

(ばい煙発生施設の設置の届出)

第21条 ばい煙を大気中に排出する者は、ばい煙発生施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を町長に届出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
- (3) ばい煙発生施設の種類
- (4) ばい煙発生施設の構造
- (5) ばい煙発生施設の使用の方法
- (6) ばい煙の処理の方法その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、ばい煙発生施設を設置する工場又は事業場の附近の見取図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第22条 一の施設がばい煙発生施設となった際、現にその施設を設置している者（設置の工事を行っている者を含む。）でばい煙を大気中に排出するものは、当該施設がばい煙発生施設となった日から60日以内に、規則で定めるところにより、前条第1項各号に掲げる事項を町長に届出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(ばい煙発生施設の構造等の変更の届出)

第23条 第21条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第21条第1項第4号から第6号までに掲げる事項（第21条第1項第6号に掲げるものについては、ばい煙の処理の方法に限る。）を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を町長に届出なければならない。

(計画変更命令等)

第24条 町長は、第21条第1項又は前条の規定による届出があった場合において、その届出に係るばい煙発生施設に係るばい煙が規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係るばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第21条第1項の規定による届出に係るばい煙発生施設に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第25条 第21条第1項又は第23条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係るばい煙発生施設を設置し、又はその届出に係るばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法を変更してはならない。

(改善勧告及び改善命令)

第26条 町長は、ばい煙発生施設において発生するばい煙を大気中に排出する者（以下「ばい煙排出者」という。）が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口（ばい煙発生施設において発生するばい煙を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。）において規制基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合においてその継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙発生に係るばい煙の処理の方法の改善を勧告することができる。

2 町長は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、その者に対し、当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命じ、又は期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命ずることができる。

(準用)

第27条 第14条第2項の規定は第25条の場合において、第15条及び第16条の規定は第21条第1項又は第22条第1項の規定による届出をした者について、第17条第3項の規定は第24条又は前条第2項の規定による命令について、第18条の規定は前条第1項の規定による勧告について準用する。

第2款 粉じんに関する規制

(粉じん発生施設の設置の届出)

第28条 粉じん発生施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を町長に届出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
  - (3) 粉じん発生施設の種類
  - (4) 粉じん発生施設の構造
  - (5) 粉じん発生施設の使用及び管理の方法その他規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出には、粉じん発生施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第29条 一の施設が粉じん発生施設となった際、現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設が粉じん発生施設となった日から60日以内に、規則で定めるところにより、前条第1項各号に掲げる事項を町長に届出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(粉じん発生施設の構造等の変更の届出)

第30条 第28条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第28条第1項第4号及び第5号に掲げる事項（第28条第1項第5号に掲げるものにあつては、粉じん発生施設の使用及び管理の方法に限る。）を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を町長に届出なければならない。

(基準適合勧告及び基準適合命令)

第31条 町長は、粉じん発生施設を設置している者が管理基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該粉じん発生施設について管理基準に従うべきことを勧告することができる。

2 町長は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、その者に対し、当該粉じん発生施設の使用の一時停止を命じ、又は期限を定めて管理基準に従うべきことを命ずることができる。

3 町長は、前項の規定による命令をしようとするときは、審議会の意見をきかなければならない。

(措置の届出)

第32条 前条第1項の規定による勧告を受けた者は、その勧告に係る措置を完了したときは、完了した日から14日以内にその旨を町長に届出なければならない。

(準用)

第33条 第15条及び第16条の規定は、第28条第1項又は第29条第1項の規定による届出をした者について準用する。

第4節 指定工場等に関する規制

第1款 騒音発生施設に関する規制

(騒音発生施設の設置の届出)

第34条 指定地域内において工場又は事業場（騒音発生施設が設置されていないものに限る。）に騒音発生施設を設置しようとする者は、その騒音発生施設の設置の工事の開始の日の60日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を町長に届出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

(3) 騒音発生施設の種類ごとの数

(4) 騒音の防止の方法

(5) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、騒音発生施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第35条 一の地域が指定地域となった際現にその地域内において工場若しくは事業場に騒音発生施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。以下この項において同じ。）又は一の施設が騒音発生施設となった際現に指定地域内において工場若しくは事業場（その施設以外の騒音発生施設が設置されていないものに限る。）にその施設を設置している者は、当該地域が指定地域となった日又は当該施設が騒音発生施設となった日から60日以内に、規則で定めるところにより、前条第1項各号に掲げる事項を町長に届出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(騒音発生施設の数等の変更の届出)

第36条 第34条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第34条第1項第3号又は第4号に掲げる事項の変更をしようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の60日前までに、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

2 第34条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(計画変更勧告)

第37条 町長は、第34条第1項又は前条第1項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る指定工場において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその指定工場の周辺的生活環境がそこなわれると認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法又は騒音発生施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(改善勧告及び改善命令)

第38条 町長は、指定地域内に設置されている指定工場において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその指定工場の周辺的生活環境がそこなわれると認めるときは、当該指定工場を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は騒音発生施設の使

用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

2 町長は、前条又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は騒音発生施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。

(措置の届出)

第39条 第37条の規定による勧告を受けた者は、その勧告に係る措置を完了したときは、完了した日から7日以内にその旨を町長に届出なければならない。

(準用)

第40条 第15条及び第16条の規定は第34条第1項又は第35条第1項の規定による届出をした者について、第17条第3項の規定は第38条第2項の規定による命令について、第18条の規定は第38条第1項の規定による勧告について準用する。

第2款 指定建設作業に関する規制

(指定建設作業の実施の届出)

第41条 指定地域内において指定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該指定建設作業の開始の日の7日前までに、次の事項を町長に届出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により指定建設作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類
- (3) 指定建設作業の場所及び実施の期間
- (4) 騒音の防止の方法
- (5) その他事項

2 前項ただし書の場合において、当該建設工事を施行する者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を町長に届出なければならない。

3 前2項の規定による届出には、当該指定建設作業の場所の附近の見取図を添付しなければならない。

(改善勧告及び改善命令)

第42条 町長は、指定地域内において行われる指定建設作業に伴って発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその指定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しくそこなわれると認めるときは、当該建設工事を施行する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は指定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。

2 町長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで指定建設作業を行っているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は指定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。

3 町長は、公共性のある施設又は工作物に係る建設工事として行われる指定建設作業について前2項の規定による勧告又は命令を行うに当たっては、当該建設工事の円滑な実施について特に配慮しなければならない。

(措置の届出)

第43条 前条第1項の規定による勧告を受けた者は、その勧告に係る措置を完了したときは、速やかにその旨を町長に届出なければならない。

第5節 悪臭発生施設に関する規制

(悪臭発生施設の設置の届出)

第44条 指定地域内において、悪臭発生施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を町長に届出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
- (3) 悪臭発生施設の種類
- (4) 悪臭発生施設の構造
- (5) 悪臭発生施設の使用及び管理の方法その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、悪臭発生施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(経過措置)

第45条 一の施設が悪臭発生施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が悪臭発生施設となった日から60日以内に、規則で定めるところにより、前条第1項各号に掲げる事項を町長に届出なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(悪臭発生施設の構造等の変更の届出)

第46条 第44条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第44条第1項第4号及び第5号に掲げる事項(第44条第1項第5号に掲げるものについては、悪臭発生施設の使用及び管理の方法に限る。)を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を町長に届出なければならない。

(基準適合勧告及び基準適合命令)

第47条 町長は、悪臭発生施設を設置している者が管理基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該悪臭発生施設について管理基準に従うべきことを勧告することができる。

2 町長は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、その者に対し、当該悪臭発生施設の使用の一時停止を命じ、又は期限を定めて管理基準に従うべきことを命ずることができる。

(準用)

第48条 第15条及び第16条の規定は、第44条第1項又は第45条第1項の規定による届出をした者について、第31条第3項の規定は前条第2項の規定による命令について、第32条の規定は前条第1項の規定による勧告について準用する。

### 第3章 特定行為等に関する要請及び措置

(基準適合要請)

第49条 町長は、特定行為を行う者が規制基準及び管理基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、当該規制基準及び管理基準に従うべきことを要請することができる。

(生活水排出施設に係る基準適合要請)

第50条 町長は、生活水排出施設の管理基準を遵守していないと認めるときは、当該施設を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。次条について同じ。)又は、当該施設を設置しようとしている者に対し、当該施設の管理基準に従うべきことを要請することができる。

(助成措置)

第51条 町長は、生活水排出施設の管理基準を遵守させるために、当該施設を設置する者又は当該施設を設置しようとしている者に対し、当該施設の整備についての助成措置その他の措置を講ずるように努めなければならない。

### 第4章 削除

第52条から第58条まで 削除

### 第5章 雑則

(水路等における公害の防止)

第59条 下水溝、河川、湖沼その他の汚水が流入する水路又は場所を管理する者は、その管理する水路又は場所から公害が発生し、周辺地域における町民の生活環境がそこなわれることのないよう、その水路又は場所を適切に管理しなければならない。

(公害防止協定の締結)

第59条の2 工場若しくは事業場を設置している者又は設置しようとする者は、町長が公害の防止のために必要があると認めて要請したときは、公害の防止に関する協定を締結しなければならない。

(公害防止協定の履行の確保)

第60条 町長は、前条の規定により締結した公害の防止に関する協定に違反する行為をしようとし、又はしたと認める者に対して、当該協定の履行の確保について必要な措置をとらなければならない。

(公害防止管理責任者の選任)

第61条 規則で定める工場又は事業場を設置している者は、当該工場又は事業場における公害の防止に関する業務に従事する公害防止管理責任者を選任しておかななければならない。

(公害防止協力員の任命等)

第62条 町長は、公害対策の効果的な推進を図るため、公害防止協力員を任命するものとする。

2 公害防止協力員に関して必要な事項は、別に定める。

(報告及び検査)

第63条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、汚水等を排出し、発生させ、若しくは飛散させる者に対し、その施設の状況その他必要な事項につき、期限を定めて報告を求め、又は職員をして、汚水等を排出し、発生させ、若しくは飛散させる施設等の場所に立ち入り、必要な施設、書類等の検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(補則)

第64条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

### 第6章 罰則

(罰則)

第65条 第13条又は第24条の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

2 第17条第2項、第26条第2項、第31条第2項、第38条第2項、第42条第2項又は第47条第2項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

3 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第1項、第21条第1項、第28条第1項、第34条第1項、第41条第1項又は第44条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第11条第1項、第22条第1項、第29条第1項、第35条第1項又は第45条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3) 第12条、第23条、第30条、第36条又は第46条の規定による変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者

4 第63条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第66条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第52条から第58条までの規定は、公布の日から施行する。（昭和50年6月信濃町規則第2号で、同50年6月30日から施行）

附則（昭和49年12月27日条例第34号）

この条例は、昭和49年12月30日から施行する。

附則（昭和50年7月3日条例第21号）

この条例は、昭和50年6月30日から施行する。

附則（平成16年3月22日条例第8号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。